

## 公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(平成28年度の適用料金)

## 1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00051944
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00039491

## 2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
①平成27年度の各機能に係る電気通信番号数 (平成27年度末×12ヶ月)	906,444	429,348
(a) 下記以外	686,412	429,348
(b) 特設公衆電話台数	220,032	0
②合算番号単価 (平成27年度末時点適用分)	2	2
③各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a) + (b-2))	1,608,182	1,063,402
(a) (b)以外に係る負担金の額 (①(a) × ②)	1,372,824	858,696
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額 (①(b) × ②)	440,064	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 ( (b-1) について、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。 )	235,358	204,706
④平成27年度の算定対象需要実績	860	748
⑤ 1秒当り料金額 (③/④)	0.00051944	0.00039491

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値